

# 高 槻 市 景 観 審 議 会

## 要 約 録

会議名	第1回景観審議会	場所	総合センター C1401 会議室
日時	平成20年7月27日(日) 10時00分～12時00分		
出席者	全員出席		
<p>景観形成の目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの目標はやや理念的な書きぶりであり、ともすれば他都市でも使える内容である。市民意向によると「水辺の景観」が最も高槻らしいと考えられているようであり、水辺に代表される自然軸、それを基盤とした宿場町、港町などの集落文化、町文化が形成されてきたといった地域特性を踏まえた上で、もう少し高槻らしさが感じられるような表現となれば良いのではないかと。</li> <li>・景観基本計画の位置づけとも関連するが、景観形成の目標をどう位置づけるかというのは非常に難しい。岸和田市の場合、今ある景観を今後どのようにしていくかという視点より、今ある景観がどのような経緯で形成されてきたのかという部分を重視した書きぶりとしている。そこから、皆が「今後の景観のあり方をどうするべきか」を考えるように仕向けている。</li> </ul> <p>景観特性・類型について</p> <p>(景観特性の空間的な捉え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市の景観特性の整理については、現在、平面的に整理されている。景観は空間的なものであるから、それに加えて断面からみた地形的特徴についても検証し、そこからみえる景観特性を再整理してもらおうと良い。</li> <li>・南北の縦断だけでなく、東西の横断図の検証もあれば良い。例えば、富田は台地地形であるため水害から守られてきた経緯の理解に繋がる。</li> </ul> <p>(景観類型の整理時の配慮事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市の景観類型は「自然」「歴史」「市街地」の3つに分類されているが、例えば、“山なみ”といっても盆地の中から見る山なみと市街地の背景として見る山なみでは特性が異なる。また、農地も盆地の囲まれた農地と南部の広がりのある農地では景観特性が異なる。住宅地についても北部、南部では形成過程が異なるため、「住宅地の緑の確保」といっても方法が変わってくる。この辺の違いを意識して整理し、目標や方針に繋げた方が良いのではないかと。</li> </ul> <p>(歴史的景観の捉え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的景観の捉え方として、近世以前をイメージされているような印象をうけた。もう少し近代以降についても意識した内容とすると全体的なバランスが充実してくる。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観特性について、様々な情報をもとにもう少し詳細に検討する部分が基本計画にはもりこまれるのか。</li> <li>歴史的経緯などについては一定の内容を盛り込んでいるが、市街地の形成経緯の情報についてはもう少し整理しておく。</li> </ul>			

### 景観重点候補地区について

(景観重点候補地区の抽出について)

- ・資料 7 の景観重点候補地区は、報告に掲載された内容をひろっている。しかし、実際に景観的に重要な地区はこれだけではなく、ワークショップでも京大農場の街中の緑や賑わいのある商店街など数多く挙げられていた。また高槻駅北東地区の再開発地区や上牧の区画整理地区など行政が先導的に取り組むべき地区もある。長い目でみて景観を良くしていこうという視点で可能性のある地区を網羅的にひろって良いのではないか。

(景観重点候補地区以外について)

- ・重点候補地区以外の地区がどういう扱いになるのかが分かりにくい。
- ・美しい国づくり政策大綱では、3つの景観が示されている。(誰が見ても良い景観、問題を取り除く事で良くなる景観、良いか悪いか判断しにくい普通の景観)誰が見ても良い景観はその特性を活かし、重点地区に指定する等してより良い景観形成に努めれば良い。また問題を取り除く事で良くなる景観は、規制・誘導手法で対応すれば良い。しかし、その中で、普通の景観(=生活景と言われる)をどうするのが一番難しく、そこに住む人が話し合いを重ね、方向性を決めた上で住民自らが積極的に景観まちづくりに取り組む事が大切である。

- ・景観形成には「保全」「規制・誘導」「創造」の3つの方法がある。資料7に示されている地区には核となる部分があり、「保全」(多少、規制も含むが)がメインとなると考えられる。(京都の場合では、風致地区や美観地区等を核とした周辺を保全し良好な景観形成を図っている。)しかし、高槻市の市街地の部分においては核となる部分が分かりにくく、景観形成の進め方が難しい。そのため、高槻市の景観形成の規制・誘導については、まずは市域全体に統一的な基準を設けて規制・誘導を行い、啓発の効果や地域からの要望が出てきた際には、それぞれの地区の特性に応じた基準を設けていく段階的な展開方策を取ることが望ましい。

### 景観基本計画の位置づけについて

- ・高槻市の景観基本計画(計画、条例含む)と大阪府の景観計画・条例との関連性、景観法と関係法(都市計画法、建築基準法等)との関連性が分かるように記載内容について配慮してもらいたい。
- ・大阪府下の自治体が景観行政団体となり景観計画を策定しても、府としては広域にわたる景観の目標像(幹線道路や河川)については示すスタンスであると聞いている。

### 景観まちづくりの展開方針について

(展開方針の記載について)

- ・記載内容としては一般的な内容であり、前半の景観特性・類型ごとの方針との繋がりが見えにくいので、基本計画の作成時にはその辺を考慮して頂きたい。

(景観教育について)

- ・景観人の育成については、小・中学校における教育を通じて学んでもらう取組を検討してもらいたい。

茨木市では小中学生でのまちづくり講座を都市計画課が開催している。生涯学習だけでなく、行政自らがそういう活動に取り組むことも考えてもらいたい。

- ・学校のある地区の特性を踏まえた教育のあり方を検討してもらいたい。その結果、子どもだけでなく親も一緒に地域の良さを再確認し、地域への愛着の育成に繋がるような取組を検討してもらいたい。
- ・景観を PR しすぎず、様々な体験やまちづくり活動を通じ、結果として地域への愛着や景観の大切を感じる取組や教育のあり方が求められる。

(市民・事業者・行政の役割)

- ・「地域の景観に積極的に関わる」という記述は、事業者だけでなく市民にも必要ではないか。例えば、農地や里山の保全のためには、担い手の育成が重要であるが、都市住民の参加なども必要不可欠である。また、労力の提供だけでなく、林業を業として成立させるため、市民が積極的に地元の木材を使うといった意識改革による協力や森林保全に係る基金の設立(例:箕面)なども考えられる。

景観保全の取組について

- ・ワークショップでは原地区の景観を守ろうというグループが実際に原地区の方々に話を聞き、実際に里山や農地を守っていくことの大切さを知った。高槻市は景観を都市産業部で所管しており、経済活動の観点からも景観を守っていく取組を考えてもらいたい。

- ・「景観十年風景百年風土千年」の本の中で、“農家がつくる景観に及ぶものはない”という記述がある。農業は自然の恵みを最大限にいかす大事な仕事であり、その営みが結果としてより良い景観を生み出しているという趣旨である。私達も実際に地域に住んでいる人達が気持ち良いと感じるむらづくりを目指し、農業のほか、レンゲやコスモスの栽培などを地元の人々と一緒に営んできた。その結果が秩序あるむらづくり、ひいては良い景観づくりにつながっている。このように自分の事だけでなく地域や子々孫々までを意識した取組がまちづくりにおいては重要だと思う。

- ・高槻の森林組合では、早くから環境林業に取り組んでおりペレットストーブの利用促進等に取り組んできた。森林(山林)のある地区は、高槻市域の半分を占め、市民の愛着の高い芥川の源でもある。しかし、高槻市の人工林率は50%以上で、1ha 当り3~4000本の植林を数十年で1000本程まで間伐を行い管理する必要があるのだが、実際は十分な管理に至っていない。そういう意味でも、景観基本計画のなかで森林の保全にむけた取組方策をしっかりと盛り込んでもらいたい。

箕面や生駒での事例をみても、退職して森林の間伐活動に取り組みたいと考えている人が多い。しかし、地元には外からの手が入ることを拒絶する声もある。このように活動をしたいと考える人と地元をつなぐ仕組みづくりが求められる。

#### 屋外広告物について

- ・景観を論じる際には、屋外広告物は常に課題として挙がる。しかし、現在、屋外広告物は専門の業者でないと扱うことが出来ず、こういった取組と業界との連携で対応することが可能である。
- ・業界としては、地域特性に配慮しつつ人々の生活に要求される広告物のあり方を考えながら取り組んでいきたい。

#### その他

- ・審議会要約録は、審議会後に各委員に配布して頂けるのか。  
要約録について、審議会後、速やかにホームページで公開する予定である。各委員においては、必要に応じて、ホームページで確認して頂きたい。
- ・次回審議会は、10月3日を予定。

以上